

国民投票法案の国会提出に反対する職場決議(案)

自民、公明、民主の3党は、第164通常国会に国民投票法案を提出し、成立させることで合意したと伝えられています。

そもそも国民投票法は憲法を変えようとしなければ必要のない法律であり、戦後長きにわたり制定されませんでした。今回の国民投票法を制定する動きは、今年の自民党の新憲法草案決定、民主党の憲法提言発表に見られるとおり、日本国憲法第9条を改定して、日本をアメリカとともに海外で「戦争する国」に変えることと一体と言わなければなりません。

自公与党の国民投票法案骨子は、公務員・教員の国民投票にかかわる運動の禁止、マスコミの報道・評論の規制、国会の憲法改正の発議から最短で30日後の国民投票という国民が十分に内容を知ることへの制限、一括投票の指向、最も少ない賛成で憲法改正が成立することになる有効投票の過半数という成立要件など、重大な問題点が指摘されています。

国の基本法である憲法を変えるかどうかについて、主権者である国民が自由に議論し運動することを保障するのが当然であり、欧米諸国では与党案のような規制はありません。

与党は、民主党の主張であるメディア規制の削除をほのめかし、民主党もそれが容れられれば合意できると伝えられています。このように、法案づくりを急ぐことは、法案の問題点を国民が理解しない内に強行しようとするもので、手続き的にも内容的にも大問題です。

私たちは、21世紀を日本国憲法が掲げる平和、人権、民主主義の理念が世界で花開く時代にしたいと願っており、この憲法理念の破壊に道を開く国民投票法案には絶対反対です。したがって、自公民3党は、国民投票法案の作成作業をただちに中止し、国会へ提出しないよう強く求めます。

以上、決議します。

2006年 月 日

住 所	
職場名	

(取扱団体) 東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14内
日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)